

令和 7 年度 事業計画

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

社会福祉法人
世羅町社会福祉協議会

1. 基本理念・基本方針・推進目標

【基本理念】

世羅町社会福祉協議会は、住民一人ひとりのつながりと、支え合いを大切にしながら、住民誰もが安心して暮らすことができる「支え合う みんなが主役の福祉の地域（まち）づくり」をめざします。

【基本方針】

第6次地域福祉活動計画（令和5年度から令和9年度までの5年間）では、4つの推進目標を掲げています。これまでの地域づくりの経過や成果を活かしながら、地域生活課題の解決に向けて地域住民同士のつながりづくりや、助け合い活動に取り組みます。また、災害時に対応できる体制づくり等、多様な地域住民の活動や交流の場づくり等を協力し、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

また、事業所部門においては、「自分らしい生活づくりのサポート」を目標に掲げ、地域の方に寄り添った福祉サービスに取り組んでいきます。

【推進目標】

支え合う みんなが主役の福祉の地域（まち）づくりを実現するために、次の推進目標を立て事業間の連携を図りながら事業に取り組みます。



みんなと進める地域づくり



みんなと未来につながる人づくり



相談に寄り添う体制づくり



地域共生社会に向けた基盤強化



自分らしい生活づくりのサポート（ケアサポートせらら）



【実施事業一覧】	頁数
1.法人運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 理事会の開催	
(2) 評議員会の開催	
(3) 財源の確保	
(4) 広報啓発	
(5) PDCA サイクルを活用した地域福祉活動計画の進捗管理	
2.地域あんしん活動～きずな～事業	
(1) 生活支援体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3.ふれあい・いきいきサロン事業	
(1) ふれあい・いきいきサロン事業	
(2) 地域住民グループ支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4.ボランティアセンター運営事業	
(1) ボランティア入門講座（傾聴講座）	
(2) 被災者生活サポートボラネット推進事業	
(3) 福祉共育の推進	
(4) 生涯学習講座	
(5) 手話奉仕員養成講座	
(6) かろやかてごねっと事業・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(7) 世羅町ファミリー・サポート・センター事業	
5.権利擁護センターほっと	
(1) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」	
(2) 法人後見事業	
(3) 中核機関	
6.生活困窮者自立相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1) 自立相談支援事業	
(2) 家計改善支援事業	
(3) 就労支援事業・就労準備支援事業	
7.生活福祉資金貸付制度・コロナ特例貸付フォローアップ支援事業	
貸付制度・緊急生活福祉資金貸付事業	
(1) 生活福祉資金貸付制度・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(2) コロナ特例貸付フォローアップ支援事業	
(3) 緊急生活安定資金貸付制度	
(4) くらしのサポート事業（フードバンク事業・家電用品等貸出事業）	

8.ケアサポートせらら・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 居宅介護支援事業	
(2) 通所介護事業・介護予防通所介護事業	
(3) 閉じこもり予防支援通所事業	
(4) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・・・・・・・・	11
(5) 訪問入浴介護事業	
(6) 障害福祉サービス事業	
(7) 移動支援事業	
(8) 身体障害者訪問入浴事業	
(9) 地域生活支援システム事業・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(10) 子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業	
9.その他	
(1) ふれあい相談所（無料法律相談・相続なんでも相談）	
(2) レクリエーション・車いす・福祉車両・チャイルドシートの貸出事業	
(3) 日本赤十字社	
(4) 献血推進事業	
(5) 赤い羽根共同募金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(6) 世羅町福祉・介護人材確保等総合支援事業	
(7) 障害者社会参加支援事業	
(8) 社協フェスタ事業	
(9) 世羅町地域公益活動ネットワーク	

1. 法人運営事業



(1) 理事会の開催 年 4 回

(2) 評議員会の開催 年 3 回

(3) 財源の確保

事業推進にあたり、社協会費、共同募金の広報や地域の情報発信を行うとともに、各種助成金の申請、活用に努めます。

①社協会費 年 1 回（一般会費・賛助会費・特別会費）

②広告スポンサーの募集

・社協だよりへの広告掲載 年 4 回（1 回につき 6 枠）

・封筒への広告掲載

(4) 広報啓発

①社協だよりの発行 年 4 回

②広報啓発活動

・ホームページ、公式 LINE、ブログ、YouTube、ケーブルテレビ、自治センター設置の掲示板等を用いて、全ての年代に情報が届くよう情報発信をします。

(5) PDCA サイクルを活用した地域福祉活動計画の進捗管理

地域福祉活動計画の中間年にあたり、計画の検証を行います。

2. 地域あんしん活動～きずな～事業



地域におけるお互いさま活動を推進するため、地域住民・行政・関係機関等のネットワークを活かし、地域の困りごとや課題を気軽に話しあう、安心して暮らし続けるための仕組みづくりを推進します。

①話し合いの場づくりの推進

②地域福祉活動の推進

・小地域単位・自治センター単位の小地域福祉活動の推進

・「西地域の生活を考える会」と協働した地域生活課題の解決に向けた取り組み

・見守りサポート推進事業及び福祉委員の活動支援

(1) 生活支援体制整備事業（第1層生活支援コーディネーター）

地域住民や各種団体、専門職等の様々な人々が連携しながら、住民参画による“暮らしやすい地域づくり活動”を推進しています。すべての住民が住み慣れた地域で生活を継続していくために、「協議体（話し合いの場）」や「第2層生活支援コーディネーター（生活支援員）」の設置をすすめ、地域特性に応じた活動を展開します。

①会議開催及び支援

- ・生活支援員連絡会議 年4回
- ・生活支援員井戸端会議 月1回（連絡会議開催月を除く）
- ・生活支援員勉強会 年2回

②アセスメントシートを活用した地域生活ニーズの把握及び地域資源の見える化（随時）

- ・小地域単位、自治センター単位ごとに作成し、地域資源の見える化および課題の整理を行います。

③生活支援員との連携及び活動支援

- ・生活支援員は、現在9地区に設置されています。その他の地区においては、今後の地域づくり、体制整備について協議します。
- ・各地区の地域課題解決に向けた取り組み内容の検討
- ・困った時の便利帳や生活支援コーディネーターのチラシを活用し、町内全域に取り組みを啓発します。

④地域づくりに向けた研修会の開催 年1回

3. ふれあい・いきいきサロン事業



サロン活動は、地域住民にとって身近な拠点で楽しみながら、知り合い、語り合い、支え合い、絆を深める集いの場です。定期的集まることによって、閉じこもり予防や社会参加、健康づくり、仲間づくりにつながります。地域の現状に応じて、サロン活動の推進や小地域ネットワークの強化に取り組みます。

(1) ふれあい・いきいきサロン事業

- ・常設・小地域サロン活動の推進
- ・サロン世話人会の開催 年2回
- ・助成金による支援

小地域サロン 参加者一人あたり110円及び町からの助成金による支援（月1回）

常設サロン 55,000円及び町からの助成金による支援（年1回）

- ・地域にある集まり場の把握
- ・参考資料の送付
- ・寄り道サロンの推進
- ・サロン等で困りごとや検討事項が発生した場合は、行政と連携会議を行います。

(2) 地域住民グループ支援事業

ふれあい・いきいきサロン事業活動を支える事業として、講師の発掘・育成・派遣を行います。

4. ボランティアセンター運営事業



ボランティアの需給調整を行なうとともに、地域の方が気軽に立ち寄りやすいボランティアセンターにするための拠点づくりや人づくり、新たな担い手の発掘、若年層の参加しやすい活動を企画し、人材育成を図ります。

また、近年多発している自然災害に備えるため、他事業とも連携して平常時からの住民同士の支え合いの仕組みづくりや、関係機関、団体等と災害時において速やかに対応できるネットワークを推進します。

(1) ボランティア入門講座（傾聴講座） 年2回

(2) 被災者生活サポートボラネット推進事業

- ・被災者生活サポートボラネット会議の開催 年1回
- ・災害ボランティア講座の開催 年1回
- ・防災・減災の啓発 随時

(3) 福祉共育の推進

- ・小中学校と連携し、福祉体験学習（車いす体験や高齢者疑似体験活動）を実施します。

(4) 生涯学習講座

地域の方々のちょっと楽しい、ちょっと役立つ講座を開催し、幅広い方々から参加を目指し、地域の福祉活動への参加、ボランティア活動者の確保に取り組みます。

- ・生涯学習講座の開催 年2回

(5) 手話奉仕員養成講座

- ・基礎課程 全20回（40時間）程度

(6) かろやかてごねっと事業

掃除、買い物、ゴミだし等、日常生活上のちょっとした困りごとや、ほんの少しだけの手伝いが欲しい時、地域の住民同士で助け合うお互いさま活動を推進します。

- ・てごねっと研修会の開催 年2回

(7) 世羅町ファミリー・サポート・センター事業

子育てを応援してほしい方（依頼会員）と、子育てを応援したい方（提供会員）が会員となり、子育てをしている方を地域の住民同士で支える活動を推進します。

- ・研修会・交流会の開催 年3回

5. 権利擁護センターほっと



認知症や障がい等により、ひとりで物事を判断するのが難しい方が地域で安心して自分らしく暮らすことができるように各種専門職と連携をして相談・支援を行います。

(1) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」

ひとりで判断するのが難しい方の日常的な金銭管理、手続きやサービスを利用するためのお手伝いをします。大切な通帳や印鑑等を預かり、生活費をお届けします。

- ・局内連携強化

地域福祉事業等と連携し、個別ケースを含め総合的な相談対応ができるよう支援を行います。

(2) 法人後見事業

成年後見制度では、家庭裁判所が決定した成年後見人等が審判に基づき、財産の管理や生活・医療・介護などに関する契約や手続きを本人の意思を尊重しながら支援を行います。

本会でも法人後見事業として成年後見人等を受任しています。

(3) 中核機関

権利擁護事業を世羅町で推進するための中核的な機能を担います。権利擁護のための地域連携ネットワークを構築し、各種専門職団体・関係機関が参加し、協力・連携強化するための協議体を運営します。

- ・権利擁護講演会等の開催 年1回
- ・成年後見制度申立の際の受任者調整会議 年4回程度
- ・権利擁護連携会議の開催 年1回

6. 生活困窮者自立相談支援事業



生活困窮者の経済的な自立とともに日常生活の自立や社会的な自立を図るなど、その方の状況に応じて、社会とのつながりを結びなおす支援を寄り添って行います。また、生活困窮者の早期発見や見守りのための地域におけるネットワークを構築し、生活保護に至る前の包括的な支援を行います。

(1) 自立相談支援事業

自立相談支援窓口として生活保護に至る前の段階での相談支援を実施し、社会資源の発掘や連携を図り、生活困窮者の自立支援プランを作成し、就労の支援とあわせて包括的かつ継続的な支援を行います。

- ・支援者会議の開催(年3回)

関係機関と事業の進捗状況の確認や、事業を進めるために必要な社会資源の発掘について協議します。

- ・支援者調整会議の開催(随時)

利用者から支援申込があった場合、申込内容に関して支援可否や、支援の進捗状況について協議・共有します。支援内容の変更や終了についてもこの会議にて諮り、決定します。

(2) 家計改善支援事業

生活困窮者の家計再建を支援するため、収支の改善や家計管理能力の向上を図ります。また、各種情報提供や必要に応じて福祉資金貸付や権利擁護事業等とも連携を図り、早期に家計を再建できるよう支援します。

(3) 就労支援事業・就労準備支援事業

就労に関する支援のほか、ハローワーク等関係機関や各種制度等の利用に向けた支援を行います。

7. 生活福祉資金貸付制度・コロナ特例貸付フォローアップ支援事業

緊急生活福祉資金貸付事業・くらしのサポート事業



低所得世帯や生活困窮者世帯等で、必要となった生活費や療養費などの自立した生活を営むために必要な資金の貸付を行います。また、生活困窮者自立支援事業と連携し、自立した生活を営むための相談支援等を行います。

(1) 生活福祉資金貸付制度

低所得者、障害者又は高齢者の世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることを目的としています。世羅町社会福祉協議会が申請窓口となっており、貸付の可否に関する審査は広島県社会福祉協議会にて行われます。

- ・貸付調査委員会の開催(年1回)

(2) コロナ特例貸付フォローアップ支援事業

コロナ特例貸付の償還に伴い、借受人の生活状況などを把握しながら今後の自立した生活を支える視点を持って対応を行います。

(3) 緊急生活福祉資金貸付

生活費や療養費等、緊急に必要な資金（安定した生活を営むための資金）の貸付を行います。また、貸付をするかしないかの判断だけでなく、自立した生活を営むための支援を、生活困窮者自立支援事業等と連携して行います。

(4) ぐらしのサポート事業（フードバンク事業・家電用品等貸出事業）

生活に困窮されている世帯をサポートするための事業を実施します。

① フードバンク事業

ご家庭や事業所から寄付として募った食料品を活用し、緊急的に食料品の提供が必要な世帯に対し、当面の食料品等は無償で提供しています。

- ・中・長期的に利用されている方は生活状況を確認し、生活困窮者自立支援事業や生活保護等の他制度・他機関と連携して生活再建に向けて支援を行います。

②家電用品等貸出事業

ご家庭において家電用品等を短期的・緊急に必要なとき、必要な家電用品等を一時的に貸出し、生活困窮者の自立支援を図ります。

- ・貸出用品（自転車、扇風機、こたつ、石油ファンヒーター、電子レンジ）
- ・貸出を希望される方の生活状況を確認し、必要に応じて生活困窮者自立支援事業と連携します。

8. ケアサポートせらら



(1) 居宅介護支援事業

介護保険の理念である「高齢者の自己決定権の尊厳」「自分らしい生活の維持」及び「自立支援」を基本とし、常に利用者の意向を踏まえ、自立支援に向けた居宅サービス計画を作成し、そのプランに従ってサービスが提供されるよう関係事業者と調整しながら在宅生活が継続できるよう支援を行います。

- ・質の高いケアマネジメントの実施
- ・関係者との連携強化
- ・リスクマネジメント
- ・目標受け持ち人数：一人当たり 33 人/月（要介護認定者）

(2) 通所介護事業・介護予防通所介護事業

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたち、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援します。

- ・職員の資質向上と人材育成
研修計画をたて、内部研修を行います。 月 1 回
- ・充実したサービスの提供
認知症対応として、個別に機能訓練やレクリエーション活動を行います。
口腔機能向上の取り組みとして、口腔ケア講話を行います。 月 2 回
- ・目標利用者数：28 人/日

(3) 閉じこもり予防支援通所事業

高齢者の自立した生活を確保するために必要な生活支援の一環として、日常動作訓練や趣味活動等のサービスを提供します。

- ・閉じこもり予防と生きがいづくり活動
年間開催数：198 回（9 グループ×22 回）
- ・関係機関との連携
支援センターや福祉課と連携し利用者の状態把握に努めます。

(4) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

ケアプランに基づき利用者宅を訪問し、入浴・排泄・食事介助等の身体介護、調理・洗濯、掃除等の家事援助、生活に関する相談・助言・その他必要な日常生活の支援を行います。

- ・職員の資質向上と人材育成

研修計画をたて、内部研修を行います。 月 1 回

- ・在宅生活が維持できるよう自立に向けた支援を行います。
- ・個々の利用者の状態に合わせた支援を行います。
- ・目標派遣回数：550回/月

(5) 訪問入浴介護事業

利用者の身体の清潔保持と介護者の負担軽減を図ります。

- ・職員の資質向上と人材育成

研修計画をたて、内部研修を行います。 月 1 回

- ・関係機関との連携

安心して入浴して頂けるよう、主治医や訪問看護と連携します。

- ・目標派遣回数：20回/月

(6) 障害福祉サービス事業

障害者の自立した日常生活又は社会生活の支援を行います。

- ・関係機関との連携 連絡会議の開催 月 1 回

- ・職員の資質向上と人材育成

研修計画をたて、内部研修を行います。 月 1 回

(7) 移動支援事業

一人での外出が困難な方の外出時の移動支援サービスを行います。

- ・移動支援の実施

- ・関係機関との連携 連絡会議の開催 月 1 回

(8) 身体障害者訪問入浴事業

障害者の自宅へ訪問し、身体の清潔保持と心身の機能維持を図ります。

- ・訪問入浴の提供

- ・関係機関との連携

安心して入浴して頂けるよう、主治医や訪問看護と連携します。

(9) 地域生活支援システム事業

障害者の重度化、高齢者や親亡き後を見据え、地域生活支援のための機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を行います。(緊急時の支援)

- ・訪問の実施
- ・関係機関との連携

福祉課・相談支援事業所と連携会議を開催し事業の進捗状況を確認します。

情報交換・共有に努め、安心安全なサービスを提供します。

(10) 子育て世帯ヘルパー等訪問支援事業

妊婦及び18歳未満の児童が属する世帯において、養育者の体調不良等のため、家事や育児を行うことに支障がある場合にヘルパーを派遣し、家事や育児の一部を援助することにより、児童や養育者の心身の健康を維持するとともに、子育て家庭の健全な生活を支援することを目的とします。

- ・訪問の実施
- ・関係機関との連携

子育て支援課と連携会議を開催し事業の進捗状況を確認します。

情報交換・共有に努め、安心安全なサービスを提供します。

9.その他



(1) ふれあい相談所（無料法律相談・相続なんでも相談）

- ・無料法律相談の開設 年9回
- ・相続なんでも相談の開設 年3回

(2) レクリエーション・車いす・福祉車両・チャイルドシートの貸出事業

(3) 日本赤十字社（世羅町分区）

- ・日本赤十字社活動資金の募集
- ・災害義援金・救援金の受付

(4) 献血推進事業

- ・世羅町献血推進協議会（事務局）の運営
- ・献血活動の実施 年2回

(5) 赤い羽根共同募金

町内へ募金の協力の呼びかけを行います。また、福祉団体やボランティア団体等へ活動費の助成を行います。

- ・赤い羽根共同募金運動 10/1～11/30
- ・歳末たすけあい運動 12/1～12/28

(6) 世羅町福祉・介護人材確保等総合支援事業

世羅町内における介護福祉施設の現状と課題について、関係者による意見交換を行うとともに、協議会において地域福祉活動の増進に努める。世羅町の福祉・介護人材の確保・育成・定着に向けた取り組みを関係機関と協働して推進します。

- ・介護福祉士実務者研修の実施 年1コース
- ・事業所紹介フェアの開催 年1回
- ・福祉の職場体験バスツアーの開催 年1回
- ・福祉施設職員を対象とした研修会の開催 年1回
- ・介護助手導入について引き続き検討

(7) 障害者社会参加支援事業

講演会もしくは世羅高等学校生活福祉科の協力によるレクリエーション等を実施し、障害者の社会参加を促進するとともに、レクリエーションを通して障害者と地域住民の相互理解を深めます。

- ・交流会の開催 年1回

(8) 社協フェスタ

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に周知すること、協力団体とともにイベントを通じて地域住民の福祉への意識向上を図ります。

- ・世羅町社会福祉協議会会長表彰の実施
- ・社協活動の紹介

(9) 世羅町地域公益活動ネットワーク

世羅町において社会福祉法人等の福祉施設・事業所等が協働することで、社会福祉法人等の公益的な役割・機能を活かして、地域福祉の向上に寄与できるよう本ネットワーク活動の推進を図ります。

- ・会議の開催 年2回